

[埼玉県ふるさと認証食品]

米粉焼菓子類の認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された米及び小麦を製粉したもの、野菜及び卵を使用して製造された米粉焼菓子類に適用する。

第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
米粉焼菓子類	米粉を練って焼いたもの又は米粉を主原料とし、小麦粉、野菜、卵、乳及び乳製品、果実等、片栗粉等、調味料、食用油脂等を加えたものを練り合わせて焼いたものをいう。

第3条 品質及び品質表示

米粉焼菓子類の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	性状	色沢が良好であり、かつ異味・異臭がないこと。
	原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 埼玉県内で生産された米を製粉した米粉 2 埼玉県内で生産された小麦を製粉した小麦粉 3 埼玉県産の野菜 4 埼玉県産の卵 5 乳及び乳製品 6 果実等 7 片栗粉等 8 調味料（醤油、砂糖、水飴、酒、その他の調味料） 9 食用油脂等
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 膨脹剤（膨張剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉）（厚生省生活衛生局長通知（平成8年衛化第56号）別紙4「各一括名の定義及びその添加物の範囲」14の（3）に記載されているものに限る） 2 天然香料 3 トレハロース

品質	異物	混入していないこと。
	内容量	表示内容に適合していること。
表示	表示事項及び表示禁止事項	「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
	特別表示事項	認証品については、一括表示欄外に「埼玉県産米粉使用」等と表示することができる。

第4条 品質管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。